

年金制度改革について

(坂口臨時議員提出資料)

平成15年4月16日

1 平成16年年金改革の基本的視点

公的年金の役割

- 公的年金制度は、現役時代に得ていた所得の喪失を補填することにより、高齢期の所得保障を行うもの
- 老後生活の支えにふさわしい実質的に価値のある年金を終身にわたって保障することが役割

平成16年改革で特に重要な視点

- 年金制度の持続可能性
国民生活にとって欠くことのできない年金制度が将来にわたって役割を果たし続けられるよう、少子化の進行など社会経済の変動に柔軟に対応でき、恒久的に安定したものとする
- 給付と負担のあり方
将来の世代の負担が過大にならないよう配慮することに重点を置きつつ、老後の支えにふさわしい水準を保障する

老後の生活をあまり心配せずに済む安心できる公的年金制度の存在が、
個人の能力発揮、ひいては社会の活力の基盤

2 年金改革を考える際に基本におくべき年金制度と国民生活の関係

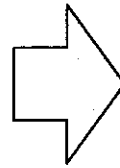
○年金制度は個人の人生設計に組み込まれている

①老後生活の設計の中で欠くことのできない存在。

※公的年金を基本として老後の生活設計をしている者が約7割に上る。(次ページ参照)

②現役の生活の中で、老親を私的に扶養する「仕送り」はほとんどない

※公的年金等給付は、高齢者世帯の所得の約6割を占め、子どもなどからの仕送りはほとんどみられない。(次ページ参照)



○人生設計が立たなくなってしまうような給付水準の設定はできない

※保険料率を現行水準(13.58%)に据え置いた場合
現在受給している年金を含めて30%減額が必要
(国庫負担割合2分の1の場合。)

→ モデル年金の代替率 59%から41%に低下

○これまでの給付の約束を急激、大幅に変更することはできない

※これまでの年金制度を考慮に入れながら国民は人生設計をしている

→ 急激かつ大幅な変更は、混乱を招き、政府への信頼を損ねるおそれがある

○現役時に得ていた所得を高齢になって失うのを補填することが年金制度の基本
平均的に長生きする人にとっても年金制度は欠くことのできない存在

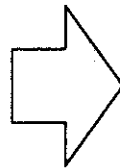
※平成12年の平均寿命 男 77.64歳 女 84.62歳

※定年制を定めている企業の約9割が「60歳」
(平成14年)

※労働力率(65-69歳) 男 48.1% 女 24.0%

(平成14年) (70-74歳) 男 30.6% 女 15.2%

(75-79歳) 男 20.2% 女 9.1%



○国民の生活設計が成り立つよう、雇用と年金の連携に十分な配慮が必要

○支給開始年齢の引上げについては、十分に時間をかけて実施

※厚生年金の支給開始年齢の引上げ

55歳→60歳 昭和29年改正で20年間をかけて実施

60歳→65歳

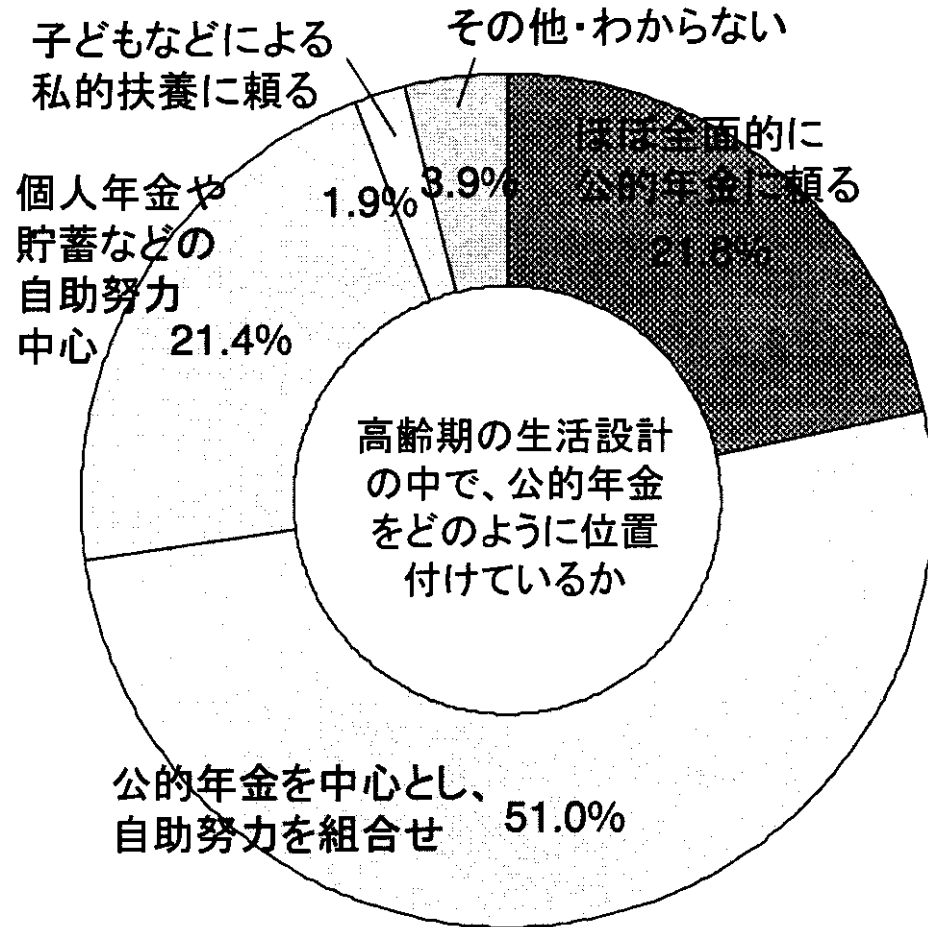
(定 額)平成6年改正で20年間をかけて実施

(報酬比例)平成12年改正で25年間をかけて実施

(参考)

【高齢期の生活設計と公的年金の位置付け】

7割の者が公的年金を基本に生活設計を考えている。



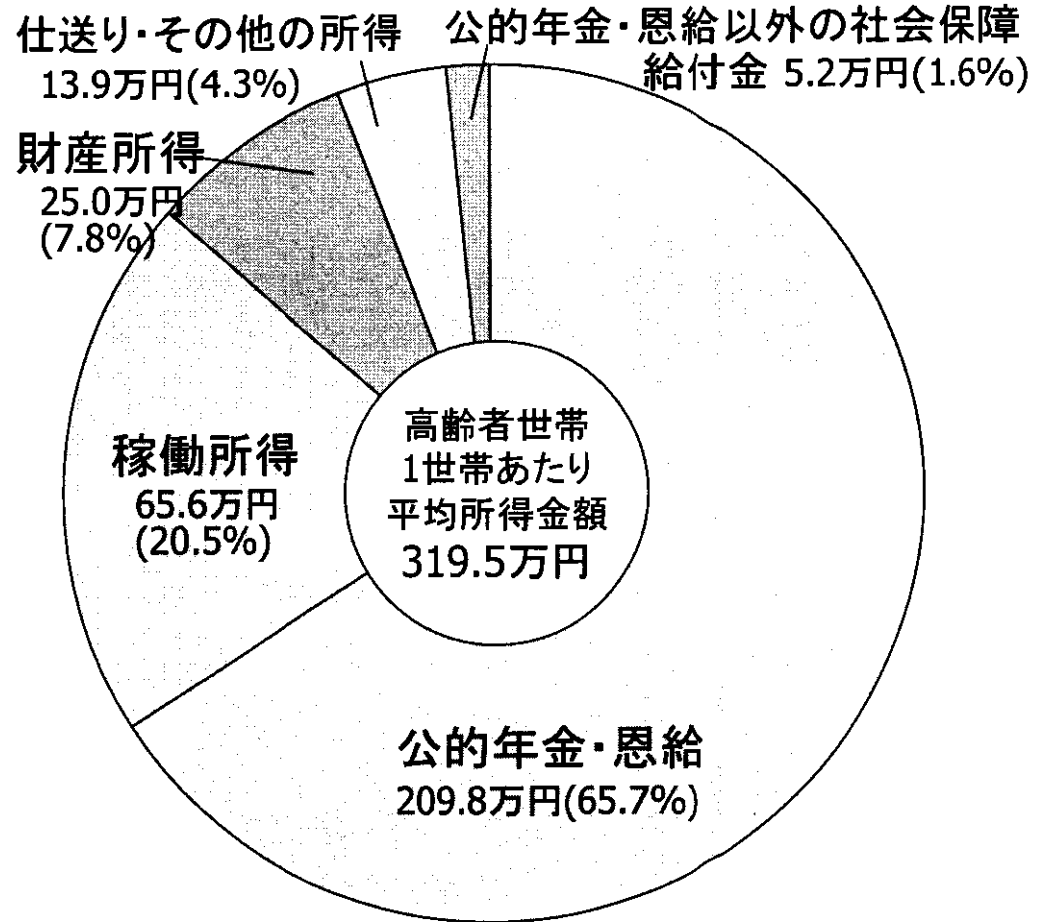
(注) 調査票における選択肢は次のとおり。

- ほぼ全面的に公的年金に頼る
- 公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などの自助努力を組み合わせる
- 公的年金にはなるべく依存せず、できるだけ個人年金や貯蓄などの自助努力を中心に考える
- 公的年金には依存しないで、子どもなどによる私的扶養に頼る
- その他
- わからない

(資料)「公的年金制度に関する世論調査」(総理府・平成10年)

【高齢者世帯における所得の構成割合】

生活設計に「仕送り」はほとんど組み込まれていない。



(注)「高齡者世帯」とは、65歳以上の高齡者のみ、又はこれに18歳未満の未婚の子のいる世帯を指す。

(資料)「平成13年国民生活基礎調査」(厚生労働省)